

史跡小谷城跡整備基本計画策定支援委託業務 仕様書

第1章 総則

第1条 (目的)

本業務は、滋賀県長浜市に所在する史跡小谷城跡（以下、特に断らない限り「本遺跡」という。）に関する整備に向け、令和2年3月に作成した『史跡小谷城跡整備基本計画』を改定し、『史跡小谷城跡整備基本計画』（以下、特に断らない限り「整備基本計画」という。）を策定する。

第2条 (適用)

本仕様書は、長浜市（以下、特に断らない限り「発注者」という。）が発注する「史跡小谷城跡整備基本計画策定支援委託業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。本業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。

第3条 (委託業務名)

令和8年度 長文観第62号
史跡小谷城跡整備基本計画策定支援委託業務

第4条 (業務対象範囲)

滋賀県長浜市 史跡小谷城跡指定地及びその周辺

第5条 (履行期間)

履行期間は、契約日の翌日から令和9年3月19日までとする。

第6条 (法令等の順守)

本業務は本仕様書によるほか、本業務を受注した者（以下、「受注者」という。）は、下記法令等を順守して実施するものとする。

- (1) 文化財保護法
- (2) その他関係法令
- (3) 長浜市文化財保護条例
- (4) その他、長浜市関係条例及び規則

第7条 (中立性の保持)

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するよう努めなければならない。

第8条 (守秘義務)

- (1) 受注者は、長浜市個人情報保護条例を順守しなければならない。
- (2) 受注者は、業務上知り得た目的ならびに内容について、発注者の了承を得ずに他にそれを漏らしてはならない。

第9条 (提出書類)

受注者は、業務の着手にあたり、「工程表」、「着手届」、「現場代理人届」、「経歴書」を作成

し、発注者に提出するものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど発注者の承諾を受けるものとする。

第 10 条（業務従事者）

受注者は、現場代理人をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門について、相当の経験を有する技術者を配置すること。

第 11 条（成果品の検査）

- (1) 受注者は、業務完了後に発注者の成果品の検査を受けなければならない。
- (2) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

第 12 条（資料提供）

本業務に必要な資料のうち、発注者の所有とするものについては貸与するが、その取扱いについては十分注意するとともに、本業務以外に使用してはならない。また、業務完了後は速やかに発注者に返却しなければならない。

第 13 条（参考文献等の明記）

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

第 14 条（著作権および著作者人格権の権利）

受注者は、本業務で作成した各種データおよび図面等の著作権を放棄する。同じく受注者は、著作者人格権を行使しない。また、受注者は、発注者の許可なく他に使用、複製、または貸与してはならない。

第 15 条（損害の賠償）

受注者は、本業務遂行中に発注者および第三者に損害を与えてはならない。万一損害を与えた場合には、直ちにその状況および内容を発注者に報告し、その指示に従うものとする。

第 16 条（疑義の処理）

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、速やかに発注者・受注者双方協議の上、処理するものとする。

第 2 章 計画

第 17 条（業務内容）

本業務は、発注者が設置する「長浜市史跡等保存活用委員会」（以下、「委員会」という。）指導のもとに実施する。

（1）作業内容

①整備基本計画素案の作成支援

受注者は、発注者が作成した本計画素案の確認ならびに校正を行うとともに素案に関する図面等の作成をする。

—本計画章立て—（※変更の可能性あり）

| | |
|---------------------------|---|
| 第1章 整備基本計画改定の経緯と目的 | (1) 構造 |
| 第1節 計画改定の経緯 | (2) 石垣 |
| 第2節 計画改定の目的 | (3) 城内通路 |
| 第3節 計画改定の組織と経過 | (4) 発掘調査成果 |
| 第4節 他の計画との関係 | 第4章 史跡の価値・構成要素・現状変更の基準 |
| 第5節 計画の対象範囲と期間 | 第1節 史跡の本質的価値 |
| 第2章 計画地の現状 | 第2節 史跡小谷城跡を構成する諸要素 |
| 第1節 自然的環境 | 第3節 保存・維持管理・活用の方針 |
| 1 立地 | 第4節 史跡整備・発掘調査・災害復旧における現 状変更の取扱方針及び基準 |
| 2 地形・地質 | 第5章 史跡の現状と課題 |
| (1) 地形 | 第1節 小谷城跡の現状 |
| (2) 地質 | 1 遺構の現状 |
| 3 植生 | 2 保存の現状 |
| 4 気候 | (1) 遺構の保存 |
| 5 動物 | (2) 地形の保存 |
| 第2節 歴史的環境 | 3 活用の現状 |
| 1 縄文時代から弥生時代 | (1) サイン類 |
| 2 古墳時代 | (2) 見学路・動線 |
| 3 古代 | (3) 周辺施設・便益施設 |
| 4 中世 | 4 整備の現状 |
| 5 近世 | 第2節 小谷城跡の課題 |
| 6 近現代 | 1 史跡指定地の課題 |
| 第3節 社会的環境 | 2 遺構及び遺物の課題 |
| 1 人口 | 3 便益施設の課題 |
| 2 交通アクセス | 4 サインの課題 |
| (1) 広域的な交通網 | 5 維持管理の課題 |
| (2) 周辺の交通網 | 6 各ゾーンの課題 |
| 3 周辺施設 | 第6章 基本理念と基本方針 |
| 4 指定範囲における法令の規制等 | 第1節 基本理念 |
| 第3章 史跡の概要 | 第2節 基本方針 |
| 第1節 史跡指定の状況 | 第7章 整備基本計画 |
| 1 史跡指定の状況 | 第1節 全体計画及び地区区分計画 |
| (1) 指定 | 第2節 動線計画 |
| (2) 追加指定 | 第3節 遺構保存に関する計画 |
| (3) 管理団体の指定 | 第4節 遺構修復に関する計画 |
| 2 指定告示 | 第5節 地形造成に関する計画 |
| (1) 昭和12年(1937)文部省告示第212号 | 第6節 遺構の表現に関する計画 |
| (2) 平成7年(1995)文部省告示第14号 | 第7節 修景及び植栽に関する計画 |
| (3) 小谷城追加指定理由 | 第8節 案内解説施設に関する計画 |
| (4) 管理団体の指定 | 第9節 管理施設及び便益施設に関する計画 |
| 3 土地所有状況 | 第10節 公開活用及びそのための施設に関する計画 |
| (1) 土地の公有化 | 第11節 周辺地域の環境保全に関する計画 |
| (2) 土地所有区分 | 第12節 地域全体における関連文化財等との有機的 な整備活用に関する計画 |
| 第2節 小谷城跡の概要 | 第13節 整備事業に必要となる調査等の計画 |
| 1 歴史 | 第14節 公開活用に関する計画 |
| (1) 小谷城築城 | 第15節 管理・運営に関する計画 |
| (2) 浅井久政から長政へ | 第16節 事業計画 |
| (3) 元亀争乱と小谷城 | 第17節 完成予想図 |
| (4) 虎御前山築城から小谷城落城 | |
| (5) その後の小谷城 | |
| 2 小谷城跡の構造 | |

②図等作成支援

受注者は、発注者が提供する素図データならびに調査データをもとに、本計画素案に係る図面及び下記の図面等について発注者の指示のもと作成する。

作図に使用するソフトは発注者と受注者が協議して決める。

- i 整備基本計画に必要な図面 整備基本計画に掲載する各種図面（現状図など）作成および図面修正。
- ii 整備概念図 発注者がまとめた指定地全体及び主要地点の整備内容が理解できる図面を作成する（指定地全体1枚及び主要地点1枚ずつ）。
- iii サイン関係図面 発注者のサイン整備検討結果に基づき、各ゾーンのサイン配置図ならびに設置するサインのデザイン図を作成する。
- iv 修景図 発注者の指示に基づき、眺望復元等に係る修景図を作成する（全体図1枚）。修景図はA4版、カラーとする。
- v 遺構洗堀図 令和7年度に実施した表流水調査結果に基づき、必要な図面（洗堀断面図（洗堀場所の断面図実測含む（2か所程度））の作成等）。
- vi その他の図 その他、整備基本計画に掲載するすべての図。

③委員会支援

（ア）受注者は委員会開催に係る、資料データを作成し発注者に提出する。なお提出期限は、発注者の指示に基づくものとする。なお、委員会は3回程度とする。

（イ）受注者は委員会に出席し、記録作成等の支援及び補足説明等を行う。なお、出席者は担当者1名とする。

（ウ）受注者は、委員の発言要旨をまとめた議事録ならびに委員会対応についてまとめた資料を作成し、発注者に提出する。

④設計協議

（ア）設計協議は、業務着手時ならびに中間（委員会開催時）ならびに業務完了時に行うものとする。なお、回数は5回程度とする。また、設計協議は対面式を基本とするが、流行感染対策等、対面式設計協議の実施が困難と判断できる時には遠隔協議も可とする。

（イ）設計協議は、上記以外に発注者が必要と判断した場合には随時行うものとするが、その手段は必ずしも対面式でなくても良い。

（ウ）受注者は、打合せ協議の内容の詳細を記載した打合せ記録簿を作成するものとする。

⑤印刷用原稿編集ならびに印刷

（ア）受注者は、委員会の検討を経て取りまとめた『整備基本計画』を発注者の指示に基づき印刷用原稿に編集し、印刷する。なお、編集する体裁はA4版カラー4色刷りとする。また、印刷用原稿編集ソフトはMicrosoft社製Wordとする。

（イ）整備計画書はオンデマンド印刷にて100部印刷する。ただし、ゲラ刷り原稿をもとに双方

で校正を2回行うものとする。

第3章 成果品

第18条 (成果品)

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 業務報告書 A4版 ファイル閉じ | 2部 |
| (2) 本計画図面 (素案。図面打ち出しならびにデータ) | 各2部 |
| (3) 修景図 | 1部 |
| (4) 委員会資料および議事録 (打ち出しならびにデータ) | 2部 |
| (5) 設計協議記録簿 (打ち出しならびにデータ) | 2部 |

上記の電子データを格納した電子媒体※

※データ種類及び媒体種類は発注者と受注者の協議に基づく 2部

- | | |
|--------------------------|------|
| (6) 史跡小谷城跡整備基本計画 | 100部 |
| (7) その他、発注者が必要と認める成果品 一式 | 2部 |

第4章 その他

第19条 (その他留意事項)

(1) 受注者は、本史跡の本質的価値を理解し、当該価値の整備等について正しく検討できる技術等を有することが望ましく、そのために公告日の前日から起算して過去5年以内に国史跡等の整備基本計画に類する計画、設計、施工管理等の業務実績を有する者とする。

(2) 本業務は、『滋賀県文化財保存活用大綱』及び『長浜市文化財保存活用地域計画』に基づく計画策定支援とすること。

(3) 受注者は発注者に作業の進捗状況等を適宜報告し、また、必要事項を協議すること。

(4) 文化庁や長浜市史跡等保存活用委員会などの指摘により内容に変更があった場合や記載のない内容は、双方話し合っ